

令和 8 年度 西東京市チャレンジショップ事業 募集要項

令和 8 年 5 月

1. 目的

この事業は、新しい感覚や意欲はあっても開業のために必要な経験や実績の少ない起業者に、市内で空き店舗になっている店舗の家賃を補助することにより、市内に点在する空き店舗の減少を目指すとともに、商店街等の活性化を図ることを目的とする。（一般枠）

上記に加え、若者や女性の創業を支援するため若者・女性枠として拡充を図る。（若者・女性枠）

2. 事業内容

補助対象項目	補助率等
土地、建物等の不動産に係る経費（家賃） ※敷金、礼金、共益費等は除く	月額家賃の 50%以内（上限 5 万円）、千円未満は切り捨てとする。

※ 同一の起業者に対する補助金の交付期間は、最大 12 か月間とする。

※ 令和 8 年度の補助対象は原則 5 件とする。

3. 【一般枠】応募条件：次のすべての要件を満たすこと

- ① 市内において小売業、サービス業、ものづくり企業その他、コミュニティビジネスなどで、独立開業を目指していること。または令和 6 年 9 月 1 日以降に新規に開業している事業者であること。（個人でも法人でも可。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける事業及び公序良俗に反する事業等を除く）。
- ② 応募者自身が、直接事業を行なうことができること。
- ③ 既に開業している事業の支店の開設でないこと。
- ④ 空き店舗で行おうとする事業に必要な資格・認可などを取得している、または取得することが確実であること。
- ⑤ 契約する空き店舗の所有者が同一世帯、生計を一にする者又はその 3 親等以内の親族でないこと。
- ⑥ 市内の契約可能な空き店舗を、応募者自身が選定し、契約することができること。
- ⑦ 西東京創業支援・経営革新相談センター（以下「創業支援センター」という。）で経営指導を受け、事業計画書の作成を行い提出すること。
- ⑧ 納税義務者の場合、現に到来している区市町村民税を納付していること。
- ⑨ 補助が決定の際は、補助受給期間及び補助終了後 2 年間、経営状況報告書等の提出ができること。
- ⑩ 反社会的勢力（暴力団等）に対して、いかなる名目に関わらず財産上の利益を供与しないこと。
- ⑪ 過去に同事業にて補助対象となり受給を受けていないこと。

4. 【若者・女性枠】応募条件：次のすべての要件を満たすこと

- ① 市内において小売業、サービス業、ものづくり企業その他、コミュニティビジネスなどで、独立開業をしていること。かつ、令和 3 年 9 月 1 日～令和 6 年 8 月 31 日の期間に開業した事業者であること。（個人でも法人でも可。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける事業及び公序良俗に反する事業等を除く）。
- ② 応募者自身が、直接事業を行なうことができること。かつ、若者は 40 歳未満であること。または女性であること。

- ③ 既に開業している事業の支店の開設でないこと。
- ④ 空き店舗で行おうとする事業に必要な資格・認可などを取得している、または取得することが確実であること。
- ⑤ 契約する空き店舗の所有者が同一世帯、生計を一にする者又はその3親等以内の親族でないこと。
- ⑥ 市内の契約可能な空き店舗を、応募者自身が選定し、契約することができること。
- ⑦ 西東京創業支援・経営革新相談センター（以下「創業支援センター」という。）で経営指導を受け、事業計画書の作成を行い提出すること。
- ⑧ 納税義務者の場合、現に到来している区市町村民税を納付していること。
- ⑨ 補助が決定の際は、補助受給期間及び補助終了後2年間、経営状況報告書等の提出ができること。
- ⑩ 反社会的勢力（暴力団等）に対して、いかなる名目に関わらず財産上の利益を供与しないこと。
- ⑪ 過去に同事業にて補助対象となり受給を受けていないこと。

5. 申し込み方法

「西東京市チャレンジショップ事業申込書」に必要事項を記入し、必要書類を添付して令和8年7月31日までに西東京商工会へ郵送または直接持参で申し込む。（締切当日消印有効）

6. 選考方法

- ① 提出いただいた申込み書類に基づき書類選考を行い、選考結果は申込者全員に通知します。
 - ② 書類選考通過者には個別面接を令和8年9月11日（金）に実施し、委員会にて補助事業者を最終決定し、選考結果は全員に通知します。
- ※ 審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じません。

7. 提出書類

- ① 申込書（別紙1）、創業支援センターにて経営指導を受け作成した事業計画書（別紙2）。共同実施の場合は全員の住所・氏名。
- ② 既に開業している場合は、開業届の写し
- ③ 当該不動産の賃貸借契約書（写）（家主の氏名住所、賃貸月額金額が明記されているもの）又は、契約予定物件の説明書等
- ④ 申込人を含む世帯全員の載った住民票
- ⑤ 市税等納税証明書（市税等の非課税者は非課税証明書）
- ⑥ 当該事業を行なうのに必要な資格証明書又は許認可証及び営業許可証の写し
- ⑦ 過年度に開業し、確定申告をしている場合はその写し
- ⑧ 本人確認書類（自動車運転免許証等）
- ⑨ その他商工会が必要と認めた書類

8. 補助金交付の付帯条件

- ① 廃業、2箇月以上にわたり休業する場合及び市外へ移転する場合は補助金の交付を停止します。
- ② 市の補助金を受けて商工会が実施する事業であるため、補助受給期間及び補助終了後2年間、当該事業の経営状況について商工会を通じて市長に報告すること。
- ③ 経費支出に関する証明書類（家賃支払いの領収書等）について、商工会からの調査等の求めに応じ提出できるように、事業実施年度終了後から起算して5年間適切に保管すること。

- ④ 補助金交付が決定した場合、商工会の指導を受けるとともに入会すること。又、商店街（会）内に店舗を出店する（した）場合は商店街（会）にも入会すること。（西東京市商工業振興基本条例第4条4項に基づく）
9. 補助決定事業者が次に該当する場合は、補助金の交付決定の全額又は一部を取消すものとする。
- ① 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ② 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ③ 補助決定時に付した条件及び法令等に違反したとき。
 - ④ その他、委員会で補助の決定を取消すことが妥当と判断したとき。
10. その他、以下の点については別に定める。
- ① 補助金交付決定後の請求について
 - ② 変更・取り消しについて
 - ③ 補助金の返還について
11. 提出・問い合わせ先
- 西東京商工会 〒188-0012 南町 5-6-18 イング 3F TEL042-461-4573